

令和 6 年 12 月 5 日

東京都知事
小池 百合子 様

全東京葬祭業協同組合連合会
会長 濱名 雅一

令和 7 年度予算編成における要望書

平素は、当連合会の事業運営に深いご理解をいただき、厚く御礼申し上げます。

全東京葬祭業協同組合連合会は、日本最大の葬祭事業者の組織である全日本葬祭業協同組合連合会に加盟している 5 つの都内葬祭業協同組合の連合会であり、合計 250 社以上の所属員がある集合体であります。前身である全東京葬祭業連合会の頃より、葬祭専門事業者団体として、幅広い組織化、共同購買事業、業界の健全な発展、葬祭事業の近代化、業界の倫理確立と地位向上、人材の育成による葬祭従事者の資質の向上、東日本大震災等における災害時の緊急支援活動等に努めてきました。

会員は、都内とその近隣地域で急を要する葬儀のご要望に応えられるよう、24 時間 365 日即応できる体制を整え、日々の業務に取り組んでおります。また、各単組にて基礎自治体と災害協定を締結し、大規模災害時で被災された方々のご遺体の処置を出来るよう対策を整えております。

これまでの具体例として、東日本大震災の際には、当組合より東北地方に数百本の棺の寄付をし、現地にてご遺体の納棺や搬送業務に協力してまいりました。こうしたことから、当連合会は東京都の葬儀ひいては公衆衛生に不可欠であると自負しております。また、当連合会所属員は、消費者の御不幸の際に、最も近くでお世話をさせていただいているため、葬儀における消費者の気持ちの代弁者であると考えております。

1. 公営火葬場設立に関して

現在、東京都 23 区内では 9 場の火葬場が稼働しておりますが、このうち都営 1 場（瑞江）公営 1 場（臨海）で残りの 7 場は民間企業が運営しております。法及び通達により、火葬場の経営については、永続性と非営利性が確保されなければならないことから、その経営許可は、本来、地方公共団体に与えられるものであり、これにより難しい事情がある場合であっても、宗教法人、公益法人等に限って与えるものとされています（昭和 43 年 4 月 5 日環衛第 8058 号等）。7 場のうち 6 場を運営している民間会社は、この通達以前より火葬場を運営していたため既得権益が認められている状態ではありますが、50 年以上も既得権益が認められる現状は相応であるとは考えられません。2020 年に都内でお亡くなりにな

った方は約 12 万人いらっしゃいました。この 7 割が 23 区内でお亡くなりになったとすると約 84 千人、1 日換算すると約 230 名でした。都営瑞江葬儀所は 1 日 25 名、公営臨海斎場は 1 日 40 名を受け入れ限度としており、23 区内公営火葬場ではお亡くなりになっている方の 3 割弱の火葬能力しかありません。これはお亡くなりになった方の数を 365 で割った計算であり、火葬場は定休日があるため、公営火葬場の火葬能力は実際には 2 割 5 分程度しかないこととなり、不足しております。また、民営火葬場の運営は民間会社であるため、同社内での公益事業と収益事業の線引きが不透明になっており、同社の決算報告書や IR 情報を深堀すると、本来公益事業として運営されるべき火葬業務でも多大な収益を上げていることは明らかです。普段頻繁に利用することのない火葬場の妥当な利用料を周知していない消費者は、言われるがままに高額な費用を支払っており、また、税金投入によって利用料が抑えられている公営火葬場の選択肢が近隣にないことによって民間火葬場を利用せざるを得ない状況になっております。このため、都内基礎自治体に公営火葬場の設立に関する陳情が多数提出されましたが、そのほとんどが採択、趣旨採択、継続審議となっていることを鑑みると、公営火葬場の設立に対して都民の要望があることは間違いありません。令和 6 年 9 月 25 日都議会代表質問において、佐藤智秀総務局長が「特別区が新たに火葬場整備を行う際には支援する」と答えたこともあり、具体的な予算取りをすることを要望します。

2. 公営遺体安置所設立に関して

新型コロナウイルス感染症蔓延時に、東京都は同感染症でお亡くなりになった方のご遺体を受け入れる施設を有しませんでした。当初、同感染症は第 2 類に分類されていたため、ご遺体の取扱いには最新の注意が必要だったはずですが。蔓延開始当初の数か月こそ予算を出して、民間遺体安置所での受け入れをしていましたが、その後はご火葬までの期間、民間人である葬儀業者にその管理を委ねられました。今後、大規模災害が発生して多数の方がお亡くなりになることが予想されており、当連合会と災害協定を締結している各基礎自治体では、行政と当連合会が情報共有をしてその状況に備えて緊急時遺体安置場所を検討してはおります。しかしながら、緊急時遺体安置所は他用途で利用されている施設を代用することが検討されていることが多く、感染症拡散等のリスク管理が出来ているとは考えられません。今後の東京が少なくとも 2050 年代までは人口が増加し、多死社会を迎えることを鑑みると、感染症拡散抑止力があるとされる遠紫外線照明器具や冷蔵設備を有する公営遺体安置所を設立することは必要不可欠であると考えます。

3. 災害時物資の備蓄倉庫

大規模災害時には多数の物資が必要になります。棺、納付袋、衛生処置用具等、お亡くなりになった方を火葬まで安置する物資は、災害協定を締結している葬儀業者が提供できる量では不足する可能性があるため、事前にある程度備蓄しておくことが必要であると考えます。

東京都知事
小池 百合子 様

特定非営利活動法人
東京難病団体連絡協議会
理事長 原田 久生
(公印省略)

令和7年度東京都予算に関する要望書

日頃より、難病患者・長期慢性疾病患者、家族へのご理解、ご支援を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症拡大が収束したとはいえ、基礎疾患を持つ者の不安は、依然として続いております。

令和7年度の東京都予算に関しまして、以下の項目について、要望いたしますので、ご配慮をお願い申し上げます。

〈東京都知事への要望〉

2019 年初頭から始まった新型コロナも昨年からは 5 類となり、社会のありようも一変し、社会生活も元に戻りつつあります。こうした環境下、我々難病患者・家族も新たな気持ちで取り組んでいくに際し、以下の 4 点を喫緊の課題として挙げさせていただきました。事情ご賢察いただき解決していただけるようお願いいたします。

1. 「東京都難病ピア相談室」事業の拡充のため、予算の増額をお願いします。東京都の行う「東京都難病相談・支援センター」業務（就労支援を含む）を当会に一本化していただけますようお願いいたします。
2. 東京都の行う新生児スクリーニングの疾病数の拡大、無償化を進めてください。
3. 障害福祉サービスが難病患者の状況に応じて、自治体ごとに差がでないように利用できるようにしてください。
4. 災害発生時に難病患者や長期慢性疾病患者が、継続的に医療・福祉支援が受けられるよう、災害対策（要配慮者支援）を引き続き進めてください。

令和7年度東京都予算に関する要望事項

福祉局・保健医療局

【全体要望】

1. 難病の早期原因究明と難病の研究予算を増額、難病の早期原因究明

難病の早期原因究明について、東京都においても難病の研究予算を増額し、難病の早期原因究明に努力してください。また、難病の原因究明やゲノム医療や再生治療、未承認の新薬の導入や新技術の開発の早期実現を国に働きかけるとともに、多くの難病患者を抱える都の難病対策を充実してください。

2. 「難病相談・支援センター事業」における「東京都難病ピア相談室」の拡充

- ① 難病患者にとって病気にまつわる相談と生活面での相談、患者によるピア相談は、連携することで効果的な相談となります。難病相談と支援がワンストップでできるよう、機能の一元化をしてください。東京都難病相談・支援センター事業としての一体感のある組織形態の再構築をしてください。
- ② 難病患者が日常生活を安心してできるよう、専門家や経験者による日常療養相談会や、多職種による日常療養講演会等を事業としてください。
- ③ 難病に関する啓発活動のイベント開催等をピア相談室の事業としてください。
- ④ 東京都の小児慢性特定疾病児童等自立支援事業のピアカウンセリングを東京都難病ピア相談室と連携した事業にしてください。
- ⑤ 成人した行き場のない小児慢性特定疾病患者とその家族からの相談を東京都難病ピア相談室の事業としてください。

3. 東京都単独事業による難病対策事業の拡充、指定難病の拡大

東京都単独事業による難病対策事業の拡充を図り、指定難病の拡大をしてください。また、小児慢性特定疾病 788 疾病（令和 3 年 11 月 1 日現在）、指定難病 341 疾病（令和 6 年 4 月現在）と疾病名が一致しているものは、200 疾病程度です。障害者手帳を持たず、指定難病でもない成人先天性疾患患者に対する医療費助成制度を東京都でも単独事業として検討してください。

4. 「難病対策地域協議会」未設置区の早急な設置の推進

23 区内「難病対策地域協議会」未設置区に早急に設置してください。また、設置区の当事者連絡会議の設置をお願いします。

5. 難病患者の「登録者証」について

令和 6 年 4 月から難病患者に「登録者証」が発行されることになりました。障害者手帳の対象でない難病患者も「登録者証」で東京都の施設や交通機関の利用料金割引等を受けられるようにしてください。また、一般社会への啓発も強化してください。

6. 介護報酬、障害福祉サービス等について

介護職員等の人材不足を解消して難病患者（特に重症度の高い患者）が十分な介護保険サービス、障害福祉サービスが利用できるようにしてください。国に対して介護報酬、障害福祉サービス等報酬の増額の提案を行ってください。

7. 障害福祉サービスの利用について

障害福祉サービスの利用が難病患者の障害に応じて、適切に支給決定され、利用できるようにしてください。介護保険法と障害者総合支援法の適用に係る適切な運用が行われ、かつ区市町村ごとに異なることなく実施されるように周知徹底してください。

8. 難病患者や長期慢性疾病患者の災害対策について

- ① 災害発生時に難病患者や長期慢性疾病患者が、継続的に医療・福祉支援が受けられるよう、難病患者に適した福祉避難所の整備を引き続き進めてください。
- ② 今後、建築される公共施設等には、災害発生時に避難行動要支援者の避難場所としてください。
- ③ 個別避難計画作成が進められてない地域の作成を促進してください。

9. 医療機器を使用する在宅難病患者の非常用電源等の確保

医療機器を使用する在宅難病患者にとって蓄電池等の非常用電源設備の備えは重要となっています。今後も継続して非常用電源等の確保に努めてください。

10. 人工呼吸器等を使用する難病患者や医療的ケア児者の災害対策、非常用電源対策に関して

- ① 区部 23 区では 6 割超の自治体が障害者の「日常生活用具の給付」事業または独自事業によって支給する対策を取っていますが、市部自治体ではそうした事業を行っているところはほとんどありません。引き続き区市町村による非常用電源整備の取組促進を行ってください。
- ② 東京都の「在宅人工呼吸器使用難病患者非常用電源設備整備事業」の申請に人工呼吸器管理を担当する医療機関および医師が積極的な協力を促す広報周知を強化してください。また、この事業の対象品目に DC/AC インバーター（カーインバーター）を加えてください。
- ③ 人工呼吸器を使用した重度の難病患者の「災害時個別支援計画の作成」を更に進めるとともに、災害時の「避難入院」ができるような仕組み作りを推進してください。

11. 「難病患者在宅レスパイト事業」の対象者について

「難病患者在宅レスパイト事業」の対象者は、東京都独自で人工呼吸器使用難病患者以外の「気管切開をしている」「上肢や下肢に著しい障害がある」等の難病患者を含めてください。

12. 「在宅難病患者医療機器貸与・整備事業」の利用について

「在宅難病患者医療機器貸与・整備事業」の継続、またこの事業が診療報酬制度によるレンタルでの利用ができるように国へ求めると共に障害者総合支援法に含まれる難病患者であっても病状の特性等の事情、災害対策としての使用を考慮した都単独事業としての利用を認めてください。

13. 第十期東京都障害者・障害児施策推進計画（令和 6 年度から令和 8 年度）の具体的な取り組みの推進について

- ① 今回の計画の基礎となる東京都福祉保健基礎調査（障害者の生活実態）は 5 年に一度行われておりますが、平成 27 年に行われて以来、実施されていない小児慢性特定疾病対象児童についても調査

を行ってください。

- ② 計画の中に表記されている課題には「難病患者への就労はすすみにくい」、施策の方向性には、「難病相談・支援センターによる就労相談や治療と仕事の両立に向けて積極的に取り組む企業への助成」とありますが、取り組んでいく主な施策の中には、難病相談・支援センターでの就労相談や難病患者就労コーディネーターによる相談支援が記載されているだけです。より具体的に就労に繋がる取り組みを進めてください。

14. 「医療意見書」の費用について

小児慢性特定疾病医療費助成を受ける際に必要な「医療意見書」取得にかかる費用を、無料にしてください。それができなければ、例えば「小児慢性特定疾病登録センター」への情報提供負担協力支援金のような形にして、東京都の単独事業として実質無料化してください。

15. 小児慢性特定疾病対策地域協議会と難病対策地域協議会との連携について

児童福祉法の改正により、小児慢性特定疾病対策地域協議会が法定化され、難病対策地域協議会との連携が努力義務化されたことを受け、東京都も協議会を開始されました。移行期医療にとって両協議会で共通課題として議論されることは大変重要ですので東京都でも両協議会の積極的な連携を進めてください。

16. 「移行期医療支援センター」取り組みについて

移行期医療において、成人への移行期にある病児が適切な医療が受けられるよう、研修や相談機能を持つ、「移行期医療支援センター」が開設して4年近く経ちました。今後も取り組みを積極的に進めてください。

17. 新生児スクリーニングについて

新生児スクリーニング対象の疾病数の拡大、無償化をお願いします。

18. 都立病院について

- ① 都立病院が地方独立行政法人化により難病患者の医療が後退することなく、今後も継続的に機能強化・拡充を図り、難病患者の医療の確保と維持に努めてください。
- ② 都立病院が大災害発生時や感染症拡大時、難病患者に対応できる設備や体制の強化・拡充を図ってください。
- ③ 東京都立神経病院が今後も神経難病の先進的な治療を提供する中心的な病院として機能強化・拡充を図り、整備予定の病院名称に「神経」を残してください。
- ④ 他の都立病院においても脳神経内科医の確保と維持に努めてください。

【疾患別要望】

1. 膠原病

- 1-1. 膠原病は、全身の病気であり、治療が効果的に働いて病状が落ち着いた状態「寛解」と、再び病気が勢いを増す「再燃」を繰り返して長時間療養する必要がある。再燃し病気が悪い状態にある時は、公共の交通機関を利用しての通院が不可能となる場合があり、タクシーを利用せざるを得ない状況になる。そのような時は、医師が認めた際（診断書等）に限り、タクシー代の助成を認めてください。
- 1-2. 次の感染症拡大が発生する前に、基礎疾患のある人に対する支援体制を強化してください。指定難病の中には、ステロイドや免疫抑制剤によって易感染状態である難病患者は少なくありません。対象となる感染症が何であったとしても、有事に公共交通機関の利用（特定の患者にとっては命の危険も感じる）を強いられないようにする（例えばタクシーチケットの配布）など、必要な支援体制を強化してください。
- 1-3. 膠原病は免疫抑制剤で治療しているので感染すると生死に関わるため、特定医療費（指定難病）受給者証の公費で、コロナワクチンやインフルエンザ、带状疱疹のワクチン等、受けさせてもらえるようお願いします。

2. パーキンソン病

- 2-1. 社会保障給付費の増大が財政上の課題と言われる中、難病の中では患者数の多い（約18万人）パーキンソン病の重症度基準を変更しないよう、国に働きかけてください。

3. 進行性筋萎縮症

- 3-1. 医学医療の進歩によって難病者・障害者の高齢化も進んでいます。当会の対象疾患である各種筋萎縮症も65歳以上という年齢を迎える方もまれではありません。伴って障害福祉サービスから介護保険への制度移行において、介護支援区分の著しい相違、サービス量の減少、自己負担額の増大といった生活の大きな変化がもたらされる事例も生じています。シームレスで円滑な制度移行が実現するよう利用者負担軽減のために、国は「新高額障害福祉サービス等給付費」を創設しましたが、都内自治体には未だ実施していない自治体が多くあります。東京都からも各自治体に周知し実施を促進していただけますよう要望いたします。
- 3-2. 地震や風水害などの自然災害ばかりでなく外部要因による恒常的な電力供給逼迫による停電が危惧される昨今、人工呼吸器をはじめ各種医療機器を使用する在宅難病患者や医療的ケア児者の非常用電源対策に関して、東京都においても様々な施策により対策の拡充を図っていただき感謝いたします。今後さらに、「蓄電池導入促進事業」等の一般向け事業や施策において難病者・障害者の補助率引き上げや負担軽減策等によって非常用電源の確保が促進されることを要望します。
- 3-3. 障害福祉サービスが広範多岐にわたるにつれ複雑さを増し、サービス等の相談に乗ったり利用計画を作成してくれる指定特定相談支援事業所や指定障害児相談支援事業所の重要性は増しています。しかし、地域自治体に十分な数があるとはいえず、また特に難病を対象としている相談支援事業所はなかなか見つからない現状です。手続きの緩和や適正な対価報酬

の実現等により、利用者が容易に利用できる環境が生まれるよう要望します。

- 3-4. 東京都障害者・障害児施策推進計画の基本理念において「障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現」が謳われていますが、昨今の訪問系介護ヘルパーの不足は「地域で安心して自立生活を送れる」にはほど遠いほど厳しい現状です。少子高齢化に起因して今後、障害ヘルパーと高齢介護ヘルパーとの競合も予想されることから、サービスを担うヘルパー人材の数量的な拡充を図るための施策の推進を要望いたします。

4. リウマチ

- 4-1. 関節リウマチの高額な治療薬である生物学的製剤、JAK 阻害薬を必要とするすべての患者が使えるように自己負担額を軽減してください。
- 4-2. 発症して間もない早期の患者が生物学的製剤などの積極的な治療ができるよう、都単独で医療費助成をしてください。
- 4-3. 心身障害者医療費助成制度（マル障）を後退することなく継続してください。
- 4-4. 介護保険の認定において、リウマチの特性である痛みや倦怠感などの日内変動を考慮してください。また、同居家族がいても必要とする家事援助、移動支援など、介護サービスを拡充してください。

5. 筋萎縮性側索硬化症(ALS)

- 5-1. 「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修（特定の者対象）」の継続と需要に合った実施をお願いします。
- 5-2. 日常的な介護ヘルパー不足を解消するために東京都独自の介護ヘルパーの確保・育成・定着に向けた介護ヘルパーに向けた取組を促進させてください。
- 5-3. 福祉の理解、介護ヘルパーの人材確保・定着・育成に向けた取組みとして、難病患者（障害者）当事者から必要な支援についてメッセージを伝えるイベント（東京都の障害福祉人材対策への支援活動）、課外授業（小中高・専門学校等）を企画してください。
- 5-4. 行政が障害支援区分認定のための申請の条件として、気管切開、人工呼吸器の常時使用等の独自規定があるために、主に ALS 等重度神経難病患者が重度訪問介護を利用することができない地域が存在します。同じ東京都内で地域差がなく、難病患者の状況に応じて適切に利用ができるように、区市町村に対して周知徹底をお願いします。

6. 心臓病

- 6-1. 20 歳以降も治療継続が必要な小児慢性特定疾患医療費助成を受けていた患者の医療費助成を国に働きかけてください。国の助成制度が拡大されるまでは、都の単独事業とすることを検討してください。

- 6-2. 移行期支援コーディネーターの配置数や役割、実績を教えてください。
- 6-3. 心臓移植を求めて、いまだに渡航する病児がいます。臓器提供について、都立病院での脳死状態の患者のご家族に提供の意思を選択提示できるような体制を検討してください。また丁寧な説明と対応が可能となるよう、臓器移植コーディネーターの増員をしてください。

7. 血液の疾患

- 7-1. 「低リスク不応性貧血」を都単独助成対象疾病 に入れて下さい。また、骨髓の働きが悪い高齢者やがん化する人もいると言うことで難病指定に入っていないが免疫抑制剤治療で改善する人もいますのでリスクの低い人について考慮をお願いします。

8. 脊髄小脳変性症・多系統萎縮症

- 8-1. 介護保険によるリハビリの利用において、理学療法士が関わるリハビリについて、改善が見られないと打ち切られるケースが報告されています。打ち切られないように介護保険によるリハビリ事業者へ難病リハビリに対する評価既定の徹底をお願いします。

9. ファブリー病

- 9-1. ファブリー病患者は、月2回の定期的な点滴治療を幼児期から一生継続します。定期的な点滴治療の他、全身の病のための多科への通院が、患者の人生に及ぼす影響は大きく、2023年に行われた3歳から18歳までのファブリー病患者へのサーベイでは、点滴治療している患者の100%が在宅点滴治療を望んでいます。

通学・通勤・通院可能なファブリー病患者に対し、在宅ERT（酵素補充療法）を可能にしてください。患者一人一人の強い思いをお聞き入れください。

- 9-2. 新生児期のスクリーニングによる早期診断、早期治療により、病状進行や障害発生の予防が期待できる疾患は他にも数多く存在します。少子化が急速に進行する中、子どもが健やかに生まれ育つための環境を充実させ、安心して子育てができる社会を構築することは都民の総意であり、新生児マススクリーニング検査事業の拡充はその一翼を担うものと考えます。こども基本法の下、東京都における施策として、新生児マススクリーニング検査事業の更なる拡充を図り、疾患の早期発見、早期治療を可能とすることが重要であると考えます。東京都において、新生児マススクリーニング検査の導入が円滑に進むよう、検査に要する費用を国と東京都が責任を持って負担し、確定診断を含めた検査体制の整備を総合的に進めてください。

- 9-3. 厚労省は、エアコンを「健康で文化的な最低限度の生活」に必要な設備としています。ファブリー病患者は低汗や体温調整が出来ない、また体温上昇による疼痛などの症状があり、エアコンの無い生活は考えられません。CO₂削減の観点からも、新規購入及びエアコンの買替え時においての購入費を助成してください。

10. ゴーシェ病

- 10-1. 重症心身障がい児者留守番看護師派遣事業の拡充

現状、対象者の条件が身体障害者手帳と愛の手帳を有していることが前提とですが、3歳未満の手帳取得前のNICUやGCUを退院したばかりで在宅生活が構築できていない障がい児へ

も対象を拡大していただきたいです。また、現状では介助家族（特に母親）が休息や労働時間を確保することが困難なケースもあるため、利用頻度や利用時間の拡充を希望しています。

10-2. 医療的ケア児対応が可能な短期入所施設の増設

特に重度障害を有する医療的ケア児では24時間にわたる人工呼吸器の管理、夜中も含めた3時間おきの体位交換など、介助者（両親）が睡眠時間を確保することが困難な状況です。必要最低限のケア対応を行う施設ではなく、国立成育医療センターもみじの家（世田谷区）に代表されるような、医療的ケア児が子供らしい生活を過ごせるよう、学び・遊びにも配慮した医療型短期入所施設の各市区町村での設置を希望しています。

10-3. 喀痰吸引等の資格を持つヘルパーの増員

気管切開/人工呼吸器を必要とする医療的ケア児において、通学の際に人工呼吸器管理とたん吸引の対応をたん吸引資格を有するヘルパーに依頼、介助者（親）へ同乗する対応を依頼しているケースでは、たん吸引資格を有するヘルパーの数が少なく、通学が困難となるケースがあるという声が挙がっています。

10-4. 福祉車両を使用した移動支援の拡充

人工呼吸器装着や喀痰吸引が必要な医療的ケア児、聴覚過敏や情緒の不安定さがある重度の発達障害児は公共交通機関の利用が非常に困難です。福祉タクシー券の利用が可能ではありますが、毎日の通学や定期的な通院での利用に耐えうるものではなく、福祉車両送迎体制の構築や拡充を希望しています。

10-5. 訪問入浴サービスの拡充

入浴は衛生ケアという側面だけでなく、障がい者にとっても健常者と同じくリラックス効果や温浴効果により心と体を健康に保つために必要なことです。重症心身障がい児が加齢に伴い成長すると、介助者1名での浴槽への移動や入浴補助が困難となります。訪問入浴サービスの利用は可能ですが、週1回の利用では少なすぎるので、市区町村と契約している事業所を増やし利用頻度を増やしていただきたいです。

10-6. 医療的ケア児の卒後の居場所の拡充

就学年齢（16-18 歳）以降では介助者（主に親）の加齢に伴い毎日の介助に大きな負荷がかかっています。介助者の雇用及び職業の安定のため、また、患児本人の自立と社会経験のための居場所となるような生活介護事業所（入浴つき）の拡充を希望しています。本件と同様に、親亡き後の居場所として、入所施設についても他県を利用せざるを得ないようなケースもあるため、本人が住み慣れた地域で、生活介護事業所や訪問看護・ヘルパーなどを利用しながら安心して生活できるグループホームのような施設の拡充を望んでいます。

産業労働局

【全体要望】

1. 障害者雇用促進法の対象となる障害者は、障害者手帳を持っていることに限定されないはずです。難病患者も、障害者雇用促進法上の法定雇用率に算定（カウント）できるよう、国に働きかけてください。
2. 「東京都難病・がん患者就業支援奨励金」「東京都障害者安定雇用奨励金」「東京都中小企業障害者雇用支援助成金」を、ぜひ事業主に周知してください。また、それぞれの奨励金・助成金の実績を教えてください。
3. 難病患者への就労支援として、ハローワークを統括する東京労働局に依頼して、東京都の「難病患者就職サポーター」現状2名を、1名増員して、ハローワーク渋谷に配置して、渋谷区広尾の「東京都難病ピア相談室」に、月1回の出張相談ができるようにしてください。
4. 東難連では、難病患者の就労支援として「難病患者に対する就労支援シンポジウム」を、今年度中に開催したいと企画しておりますので、協力してください。
5. 難病患者の就労には様々な障害があります。採用時に限らず、就労してからも、仕事と療養の両立支援が受けられるようにしてください。
6. 難病患者の就労について、ある県では今年度より障害者雇用とは別枠で障害者手帳を持たない難病患者の職員採用を開始しました。東京都においても障害者手帳を持たない難病患者の採用を推進してください。

【疾患別要望】

1. 進行性筋萎縮症

- 1-1. 重度障害者のための就学・就労支援として「重度訪問介護利用者大学修学支援事業」や「重度障害者等就労支援特別事業」が国により創設されていますが、実施主体が区市町村であるためか、まだまだ未実施の自治体が多いのが現状です。東京都においてもこれらの事業を自治体に周知広報してその実施を求めてください。

2. 心臓病

- 2-1. 心疾患を抱えながらの就労には様々な障害があります。採用時に限らず、就労してからも、仕事と病気の「両立支援」が受けられるようにしてください。

3. 筋萎縮性側索硬化症(ALS)

- 3-1. 難病患者の就労相談窓口（ハローワーク難病患者就職サポーター、区市町村障害者就労支援センター等）担当者は、難病の疾病特性や療養等の知識と理解の向上に努め、従事してください。また、障害者手帳を持っていない難病患者の就労支援も推進してください。

教育庁

【全体要望】

1. 就学先の決定については、病児と保護者の希望を尊重し、教育委員会、学校、保護者が十分な話し合いを行い、病児にとって最適な就学先を決定するよう徹底してください。また、就学後の状態の変化等により、病児の通学先の変更も柔軟に対応してください。
2. 普通学級においても、支援を必要とする難病や慢性疾患の児童・生徒には「個別的教育支援計画」（学校生活支援シート）を作成・活用し、その子に合った適切な教育を受けられるよう支援をしてください。
3. 難病や慢性疾患についての理解を深めるために、教職員や養護教員への病状についての研修や、特別支援教育コーディネーターの研修などで、患者家族の意見を直接聞く機会を設けてください。
4. 酸素吸入、たんの吸引、導尿等、医療的ケアを必要とする病児への就学に対し、「入学を断られた」、「親の付き添いを求められた」「修学旅行に同行させられた」という事例がいまだに寄せられています。親の付き添いについては、文部科学省も「保護者の付き添いは本人の自立を促す観点から、真に必要と考えられる場合に限るよう努めるべき」としています。普通学級においても、保護者の付き添いがなく、就学できるよう環境整備をしてください。
5. 難病及び慢性疾患の児童生徒は、体力を使う就労には厳しいものがあります。ICT を活用したキャリア教育を充実させてください。特に特別支援学校病弱部門の高等部においては、パソコン、簿記、経理等の就労に役立つ教科を学べるようにしてください。

【疾患別要望】

1. 進行性筋萎縮症

- 1-1. 疾患の無理解や認識不足に起因して、生徒児童間のいじめや差別、教職員による暴言や体罰等の虐待が疑われる事案の発生を防止するためにも、生徒児童の心のバリアフリー教育や教職員への研修機会の拡充を図っていただくよう要望いたします。
- 1-2. 数年前、他県で筋ジストロフィーの生徒がスクールバス内で痰づまりのため亡くなるという事故が発生しました。学校内だけでなく、スクールバス内や校外学習等における、人工呼吸器使用者や医療的ケアを要する児童生徒の緊急時の対応強化をお願い致します。命を守ることを最優先とするよう、人員の配置、関係者への研修の徹底、マニュアル等の整備・内容の再確認、対応訓練を実施してください。
- 1-3. 学校施設は災害時の福祉避難所となる場合もあり、在籍する障害児童生徒にとどまらず地域の高齢者や難病者等も安心して避難できるユニバーサル避難所となるよう、障害者用トイレやエレベーター等の設備の設置や、手話通訳や視覚障害介助者等の専門職の配置など、バリアフリー環境を実現できるような予算措置の強化を要望します。
- 1-4. 当会対象疾患である各種筋萎縮症の児童生徒は、重度肢体不自由という側面が強く、適切

な ICT 機器の活用によって身体に残存機能を十分に発揮することが可能です。そうした児童生徒一人ひとりの能力を最大限に伸ばし、将来の就労にもつながるよう、パソコン・タブレット端末・音声入力や視線入力システム等の様々な ICT 機器を教育現場で活用していただけるよう、難病・障害児者の知識や理解のある専門職人材の養成を要望します。

2. オスラー病

- 2-1. 難病についての知識を持たない教員による暴言・体罰で不登校になった事例があります。生徒の健康情報を共有する仕組みを整える体制作りや難病患者や障害者が安心して登校できる体制の構築を要望します。

3. ゴーシェ病

3-1. 医療的ケア児対応の放課後デイサービスの増設

知的障害児や発達障害児の放課後デイはその数が充実していますが、医療的ケア児（気道切開（人工呼吸器・要たん吸引）/胃ろう）を受け入れてくれる放課後デイはそのニーズに対して圧倒的に少ない状況です。医療的ケア児の親が学校の送迎と授業中の在学待機、帰宅後のケアと付きっきりの生活を送っているケースもあります。介助者の勤労も含めた社会参画のために医療的ケア児を安心して預けられ、本人も楽しく通え、身体が大きくなって自宅での入浴が困難な人のための入浴設備を持つ放課後デイの増設を希望しています。また、そのための資金面の助成など民間事業者への行政のサポート体制の構築もご検討いただきたいと思います。

3-2. 医療的ケア児用スクールバス

近年、医療的ケア児のためのスクールバスが利用可能になっていますが、学校に在籍する看護師不足のために利用することができず、介助者（両親）が送迎しているケースが確認されています。普段利用している訪問看護ステーションの看護師に同乗してもらう等、柔軟性をもった制度の拡充を希望しています。

令和 6 年 12 月 5 日

東京都知事
小池 百合子 様

一般社団法人日本テレワーク協会
会 長 栗 原 博

要 望 書

拝啓 晩秋の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊協会の事業運営につきまして種々のご支援を賜り、厚くお礼を申し上げます。

弊協会は、「情報通信技術（ICT）を活用した、場所と時間にとらわれない柔軟な働き方である「テレワーク」を、広く社会に普及・啓発することにより、個人に活力とゆとりをもたらし、企業・地域の活性化による調和のとれた日本社会の持続的な発展に寄与する」を理念としており、1991 年からテレワークの普及・啓発に携わって参りました。

新型コロナウイルス感染症対策で急速に導入した在宅勤務は、5 類移行後から職場回帰の動きが垣間見られます。大企業ではハイブリッドワークが定着しつつある一方で、中小企業のテレワーク導入は限定的ですその背景には、テレワーク＝在宅勤務という構図が固まってしまっており、本質的なテレワークのメリットの理解・促進も必要です。テレワークは「場所や時間にとらわれない柔軟な働き方」ですから、感染症が収束したからといって必要なくなるわけではありません。

テレワークは、未来の東京戦略にも記載いただいております通り、高い生産性とライフ・ワーク・バランスが両立できる、新しい時代の働き方です。誰もが自らの個性や能力を活かして輝き、就労を希望する全ての人が社会の担い手として活躍できる社会の実現に有効な手段です。来年度からは改正育児介護休業法の施行により、柔軟な働き方を実現するための措置が義務化されるなど、テレワーク導入は中小企業にとって必須課題であります。

50 年、100 年先も豊かさあふれる持続可能な都市である東京の実現に向け、なお一層のお力添えをいただきたく存じます。

敬具

日本テレワーク協会からの要望

(1) テレワーク推進に向けた助成・補助の要望

テレワーク導入に必要な IT 化は進んでいるものの、中小企業では依然として「紙」でのプロセスが数多く残っております。本質的な課題解決に向け、業務改善が重要だと考えています。

中小企業では、テレワーク促進助成金（東京都）の他に、IT 導入補助金（中小企業庁）、人材確保等支援助成金_テレワークコース（厚労省）などを活用して、売上拡大、コスト削減、生産性向上に取り組んでおりますが、これらの助成・補助のさらなる拡充を求めます。例えば、テレワーク導入に伴う PC や在宅勤務環境の備品のレンタル／リース費用の助成、フルリモートワーク人材の採用費用の助成などを含め、企業の課題に応じた支援策の拡大と事例の創出、情報発信を要望致します。

(2) 「テレワーク支援人材」の育成

令和 7 年度からの育児・介護休業法改正により、3 歳未満の子どもを持つ労働者にはテレワークの努力義務化が、小学校就学前の子どもを持つ労働者にはテレワークを含む柔軟な働き方を実現するための措置が義務化されます。

中小企業がテレワークを推進するためには、上記（1）の助成・補助に加え、セキュリティを含む ICT 知識と、改正育児・介護休業法を社員就業規則に反映するための労務管理知識の両方を備えた人材が必要です。そのため、テレワークに関する幅広い知識を持つ「テレワーク支援人材」を育成し、中小企業をサポートできる体制（認定制度など）を整備することを要望致します。

(3) 地方創生テレワークによる多摩島しょの活性化・人材確保

「未来の東京」戦略では多摩島しょの魅力創出として、「地域の持つ魅力やポテンシャルを活かし持続的発展につなげる」ことが掲げられています。テレワークを活用し本来の仕事を継続しながら一定期間を多摩島しょで過ごすワーケーションは、関係人口の増加や移住促進を目的とした地方創生テレワークに非常に効果的です。

今年度は、大島町、三宅村、新島村、檜原村、あきる野市にて「東京多摩島しょ地域交流ワーケーション体験ツアー」を実施していただき、ありがとうございます。多摩島しょにおいては、ドロップイン型コワーキングスペースにて高速 WiFi の充実が図られていますが、まだ認知が十分とは言えません。さらな

る周知活動をお願いするとともに、来年度以降も東京都によるワーケーション体験ツアーの拡充を要望致します。

（４）ABW 導入に向けた取り組みの支援

新しい働き方として注目されているのが、ABW（Activity Based Working）です。これは、業務内容やその日の気分に応じて、働く場所や時間を自由に選べる働き方を指します。従来の「オフィスに出勤し、決められた席で働く」という形式に代わり、ABW のような柔軟な働き方を取り入れる企業が増えています。コロナ禍で外出自粛が求められていましたが、5 類移行後から ABW の考え方は新たな働き方として徐々に浸透しつつあります。

ABW を導入するには、フリーアドレスのようなオフィス内の座席自由化だけでなく、自宅やコワーキングスペースなど多様な場所で働けるようにすること、社内のデジタル化を進めてペーパーレスを実現すること、オフィス以外で働いた社員の成果を評価する社内制度を策定することなど、様々な準備が必要です。導入目的を明確にした上で、ハード面だけでなく、社員の意識改革やコミュニケーションの活性化などソフト面の充実も必須です。

東京都には、テレワーク定着強化セミナー、先進企業の見学会、導入に向けた相談会、オフィス改革への助成金など、「働きやすい環境」に繋がる ABW 導入に向けた支援を要望致します。

（５）テレワーク導入実態の明確化と導入率の開示

東京都のテレワーク導入率は、「未来の東京」戦略政策ダッシュボードによると 60.1%（令和 5 年 11 月末）です。総務省の令和 6 年版情報通信白書によると、「我が国の企業のテレワーク導入状況」は 49.9%（令和 5 年）であり、その差は東京と全国の違いかもしれません。一方で国土交通省の令和 5 年度テレワーク人口実態調査によると、「雇用型テレワーカーの割合」は全国で 24.8%であり、民間調査（パーソル総合研究所、2024 年 7 月）でも「従業員のテレワーク実施率」は 22.6%に留まっており、数値に大きな乖離が見られます。

この差は、企業がテレワークを導入していても実際に社員が活用できていないケースや、形式的な導入に留まっている可能性を示唆しています。企業のテレワーク導入が BCP 対策としてのものなのか、社員が恒常的に利用できる環境であるかを明確に区別することが重要です。

日本テレワーク協会より企業におけるテレワーク実施率の定義を提案させて頂きたく、ご支援をお願い申し上げます。また、まずは大企業からテレワーク実施率を開示させることを要望致します

(6) 未来の働き方に向けた取り組み

遠隔医療、メタバース、生成 AI などの技術が急速に進歩する中、ICT を活用した場所や時間にとらわれない柔軟な働き方は、今後さらに多様化が進むと考えられます。そのため、現行の法律では対応が難しい事象が生じてくるものと思われ、例えば弊協会会員からも次のような要望が寄せられています。

- ・東京と地方での二拠点生活に伴う「関係人口」や「地方創生テレワーク」において、旅費・滞在費に対する補助
- ・テレワークを恒常的に定着させるため、企業が出社を求めた場合の通勤時間を労働時間に含めること

このような要望は国の制度に大きく影響を及ぼす内容であり、実現には多くの課題が伴います。しかし、将来の多様な働き方を実現するため、東京都から率先して課題提起から国への働きかけをお願いしたく存じます。

以上

東京都庁でもフリーアドレスが導入され、見た目は一変したように見えます。東京都の職員に対しても、さらなるテレワークの実施や都内コワーキングスペースを活用していただき、また多摩島しょを含めた様々な地方でのワーケーションを通じて、テレワーカーとの交流や地域の方々のお声を聞く機会を増やしていただけますようお願い申し上げます。

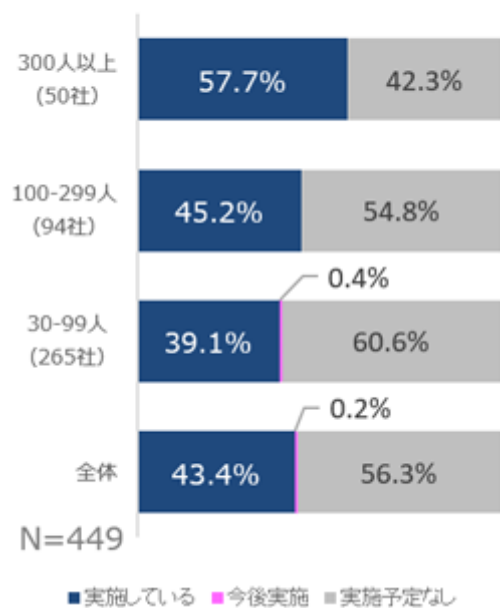
<以下参考>

令和 6 年 2 月の都内企業のテレワーク実施状況

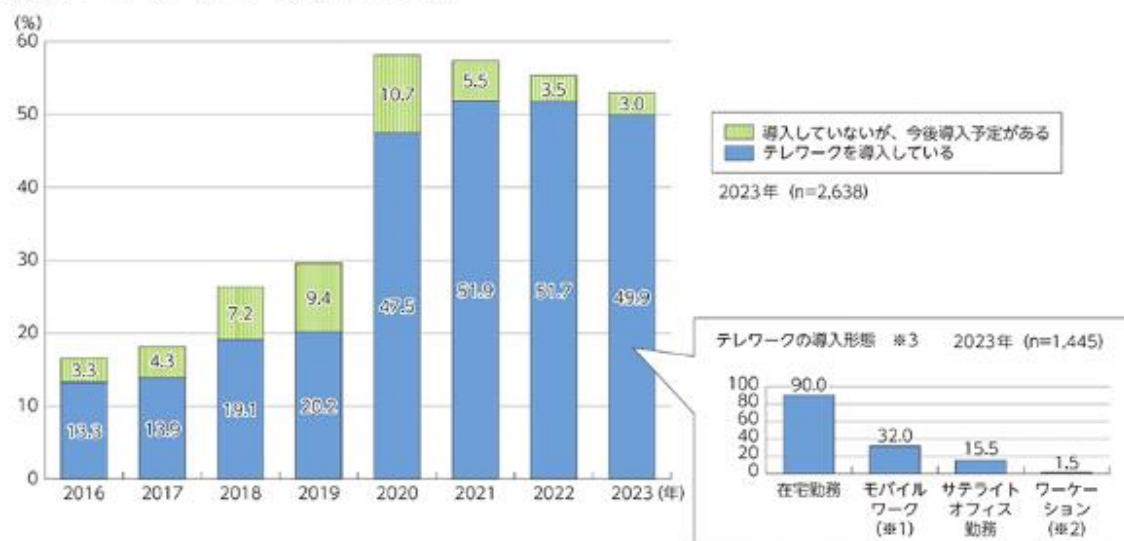
<https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2024/03/19/12.html>



従業員規模別実施率（2月）



図表Ⅱ-1-11-19 テレワーク導入率の推移

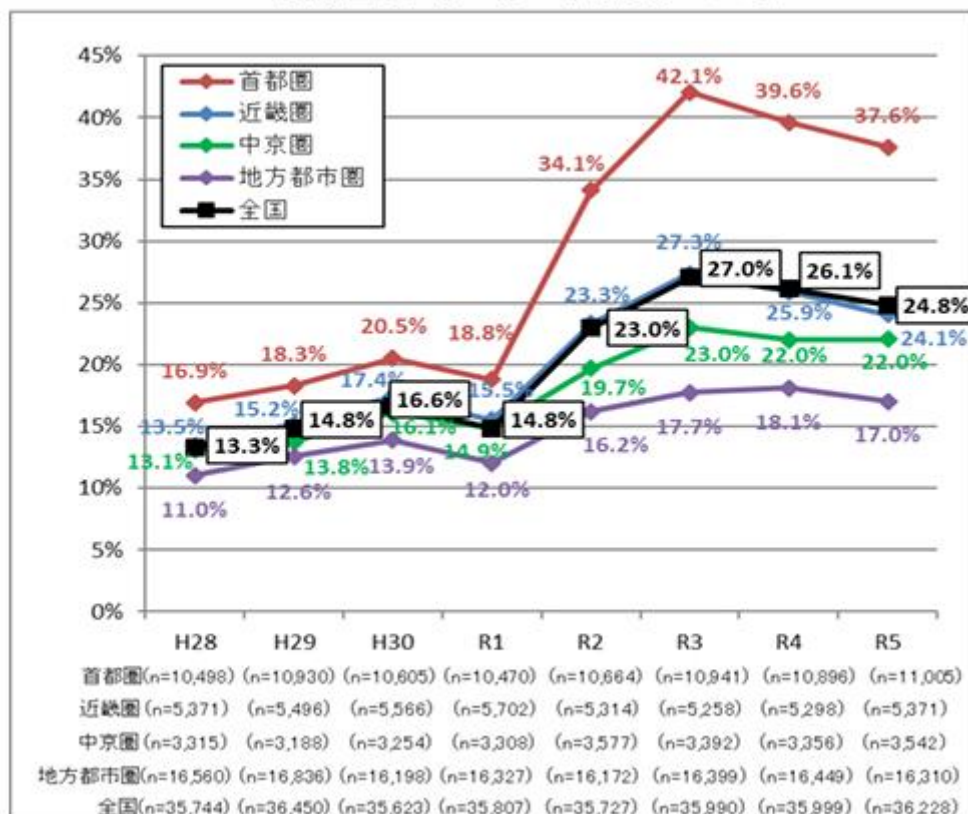


※1 営業活動などで外出中に作業する場合。移動中の交通機関やカフェでメールや日報作成などの業務を行う形態も含む。
 ※2 テレワークなどを用い、普段の職場や自宅とは異なる場所で仕事をしつつ、自分の時間も過ごすこと。
 ※3 導入形態の無回答を含む形で集計。

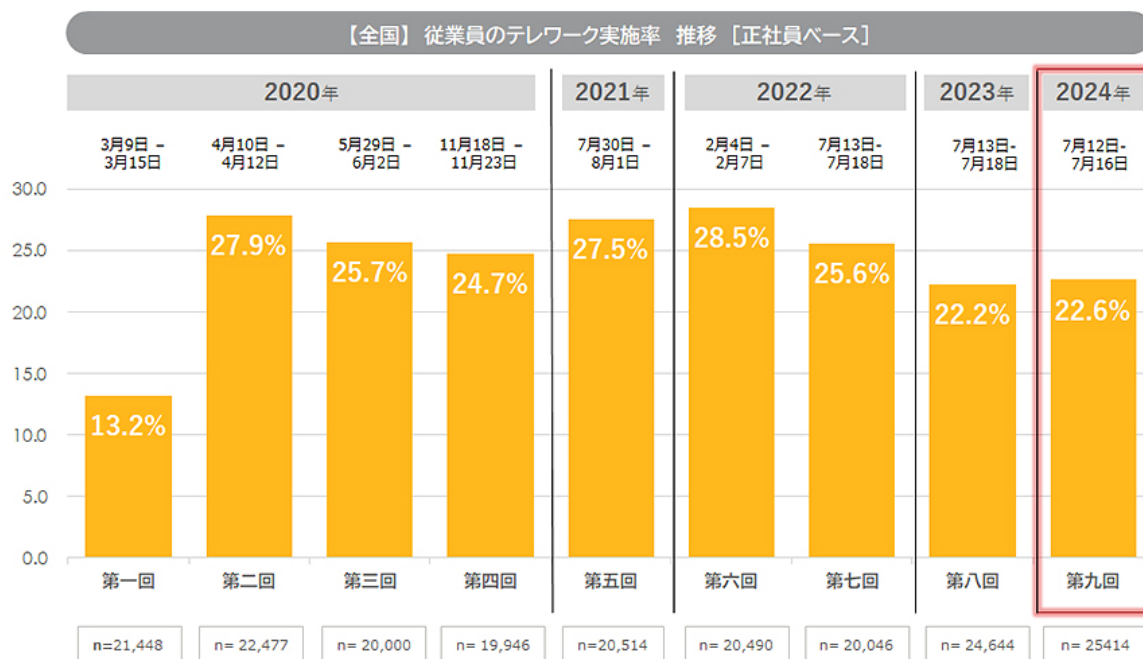
国土交通省 令和5年度テレワーク人口実態調査

<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001733057.pdf>

雇用型テレワーカーの割合【H28-R5】



株式会社パーソル総合研究所 第9回・テレワークに関する調査
<https://rc.persol-group.co.jp/news/202408221000.html>



令和 7 年度東京都予算等への要望

令和 6 年 1 2 月 5 日

東京都鍍金工業組合
東京鍍金公害防止協同組合
理事長 石 崎 利 一

東京都文京区湯島 1-11-10

電 話 03-3814-5621

F A X 03-3816-6166

各 位

東京都鍍金工業組合
東京鍍金公害防止協同組合

日頃、私どもの業界に対して、あたたかいご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

めっき技術はあらゆる工業製品に施され、現代社会を支える重要な加工技術であるとともに、我が国の基幹産業である自動車、電子機器にとっても欠かせない基盤技術であります。さまざまな製品・部品の表面を創生するうえで重要かつ不可欠な技術であり、航空機、自動車、携帯電話、パソコン、アクセサリ等々、現代人の生活の中のあるところとあらゆるところで用いられている技術です。

2024年1～3月期は自動車の品質不正問題などによる生産減少の影響で2四半期ぶりのマイナス成長となり、4～6月期にプラス圏へ浮上しました。

我々めっき業界も組合が毎月実施している組合員の生産額調査によると、昨年4月から本年3月までの実績は前年度比10.8%減とマイナスとなりました。

こうした状況におきましても、排水規制、土壌・地下水汚染などの環境問題、技術・技能の承継や人材育成など困難な課題への対応を引き続き迫られています。

めっき業におきましては環境負荷の大きい原材料を使用するため、環境対策には特段の配慮が必要であり、「環境との共生」は我が業界の最重要課題であると認識しております。また、業界において後継者不在を要因とする廃業が続く現状を前にして、人材の育成・強化は業界の存続をかけて取り組まなければなりません。

私たちは、直面する困難な課題解決のために創意・工夫、自助努力を積み重ねる一方、現実的かつ具体的な提案を各方面に対して行い、関係行政機関等との連携を一層強化してまいりたいと考えております。

このようなめっき業界が置かれた現状にご理解をいただき、令和7年度の東京都予算に私達の願いを反映されるべく、ご配慮を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

※ 要 望 分 野

- 1、生産性向上のための設備更新に係る資金の助成について
- 2、上水道料金・下水道料金の減額措置について
- 3、六価クロム並びにほう素・ふっ素に係る排水基準について
- 4、土壌汚染対策について
- 5、人材の育成・強化について

要 望 事 項

一、生産性向上のための設備更新に係る資金の助成について

円安による物価上昇に賃金が追いつかず個人消費の拡大が進まない中、めっき業界も明るい兆しが見えません。こうした状況下においても生産性向上への設備更新を怠ることはできません。その際排水処理等除害設備の更新が必ず伴い、一体的整備の必要性について引き続きご理解を賜りますようお願いいたします。

生産性向上と環境問題への対応はめっき事業者にとって一体不可分のものであり、両問題を合せた資金助成に特段のご配慮をいただけますようお願い申し上げます。

これら補助事業を含め、コロナ禍に伴う各種支援の見直しや終了、また緊急融資等の返済が始まろうとしています。めっき業界におきましては未だコロナ禍前の状況には戻っておりません。経済活動がコロナ禍前の水準に戻るまで各種支援策（給付金・助成金、制度融資等による資金繰り支援など）を継続していただけますようお願いいたします。

二、上水道料金・下水道料金の減額措置について

めっき業界に対する標記減額措置につきましては、令和3年度から上水道料金は1月当たり100m³を超える使用水量に係る従量料金に100分の110を乗じて得た額の15%へ、下水道料金は従来通り1月当たり100m³を超える汚水排出量に係る料金の20%を減額していただくこととなり、感謝申し上げる次第です。

東京のめっき事業者は都市型（節水型）の排水処理に努めておりますが、我々事業者にとって上水道・下水道料金の負担には大きいものがあります。今後環境規制の強化が予想される中で現行減額措置の継続についてご配慮くださるようお願いいたします。

三、六価クロム並びにほう素・ふっ素に係る排水基準について

水質汚濁にかかる環境基準について、六価クロムの基準値が1昨年4月0.05mg/lから0.02mg/lに改正されたことに伴い、六価クロムの排水基準値について、0.5mg/lから0.2mg/lへと本年4月から強化されました。現在のところ令和9年3月まで0.5mg/lの暫定排水基準値が設定されていますが、この暫定値が強化されますと、現状の処理方法を見直さなければならず、土壌汚染対策法や産業廃棄物処理法への影響も危惧され、めっき業界への影響は計り知れません。このような厳しい事態が予想されますので、0.5mg/lの現行の暫定排水基準値が維持されますよう国への働きかけについて、東京都関係局のご配慮をお願いいたします。

また、ほう素・ふっ素の暫定排水基準適用期間が令和7年6月30日までと来年限を迎えます。一律排水基準適用に向け改善努力を行っておりますが、安価で実用的な排水技術が確立していない現状から、その適用期間の再延長に関する国への働きかけについて、併せて東京都関係局のご配慮をお願い申し上げます。

さらに、将来の本則適用に対応できるよう国とともに新しい薬品の開発や排水処理技術の調査研究・開発を進め、その実用化・普及に努められますようお願いいたします。

四、土壤汚染対策について

環境省において、現行土壤汚染対策法（土壤汚染状況調査、要措置区域の指定・変更、土地所有者等への規制から構成）の見直しが進められようとしています。現行法は関係者が遵守すべき内容が膨大であり、現場の業務は複雑で負担が過大との指摘もされています。また、見直しによる規制強化は財務基盤が脆弱な中小零細企業事業者にとって死活問題となります。適切で合理的な土壤汚染に係る健康リスクの管理を図るとともに、複雑化した現行の制度・運用を合理化し、関係者にとってわかりやすいものに転換されるよう国への働きかけをお願いします。

現行法の下、東京都は法の健康リスクの考え方を取り入れつつ条例の環境保全の考え方を反映した対策の要件を定め、土地所有者の関与のあり方を明確化していくことなどの基本方針を示しています。我々めっき事業者は生き残りをかけ持続的な発展を遂げるべく早急に対策を講じ、土地の有効利用を図っていかねばなりません。

「土壤汚染対策アドバイザー派遣制度」において、操業中の土壤汚染対策として事前調査の実施や「地下水汚染未然防止のアドバイス」への活用、さらには「土地利用転換アドバイザー派遣制度」の開始など、制度の拡充が図られております。今後ともこうした制度の維持・創設についてご配慮いただき、現状に即した条例の弾力的運用をお願いするとともに、これらの対策を講じるうえで我々事業者の負担が増えることのないようお願い申し上げます。

五、人材の育成・強化について

「めっき技術者の養成」を目的に我が組合は職業能力開発法に基づく認定職業訓練校を運営し、また技術・技能者の質的向上という面から技能検定試験を実施しております。

訓練校につきましては、東京以外の近県からも多くの訓練生を受け入れていますが、東京都補助金交付規程は補助対象要件として都内事業所から派遣される訓練生数が全体の50%以上とあります。東京都は今年度からこの要件を見直し、支援の充実を図られております。めっき業界全体の発展を目指す上からもより一層の弾力的運用に努められ、組合の体制強化にご支援くださいますようお願いいたします。

また、訓練校では東京都立産業技術研究センターより講師の先生を多数派遣していただいております。訓練校の安定的な運営とともに、訓練内容の充実、質的向上にも大きく貢献していただいております。来年度以降も継続的にご支援を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

東京都立産業技術研究センターにおかれましては、これまでもめっき全般について多くの研究開発を進めていただき、さらに技術的ご指導もいただきました。今後も産業構造の変化、時代の新しいニーズに対応しためっき技術の研究と実用化に取り組まれるとともに、業界へのご指導・ご支援を引き続きお願い申し上げます。

令和 6 年 1 2 月 5 日

令和 7 年度 東京都予算への要望

東 京 都 知 事
小 池 百 合 子 様

東京都商店街連合会
会 長 山 田 昇
東京都商店街振興組合連合会
理事長 山 田 昇

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より私どもの業界に対しまして、暖かいご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、商店街は、地域経済の活力の維持や都民生活の向上において重要な役割を果たしていますが、多くの商店街において少子高齢化の進展に伴う深刻な後継者不足や大型店の進出、情報化の進展等、社会的経済的な変化に直面しています。加えて、インボイス制度の導入等様々な要因によりその深刻さが増しており、さらに原材料費等の高騰により厳しい対応を求められています。

また、これまでも、商店街においては、いわゆる「エキナカ」や郊外型商業施設などの大型店との競合やインターネット通販等の急拡大、一方で、商店街の業種構成がかつての物販店から飲食・サービス業中心へとシフトしつつあるなど、大きな構造変化を迫られてきたところです。

私どもは、自ら直面する困難な課題解決のための創意・工夫や自助努力を積み重ねる一方、現実的かつ具体的な提案を各方面に対して行い、関係行政機関等との連携を一層強化していくことが必要不可欠であると考えています。

かかる社会経済状況の中で商店街の諸課題への対応に永年に渡り取り組まれています東京都に敬意を表するとともに、どうか、都内商店街が置かれている現状をご理解していただき、令和 7 年度の東京都予算等に私どもの願いを反映させるべく、下記の事案にご配慮賜りますよう、よろしくお願いいたします。

記

1. 商店街チャレンジ戦略支援事業等商店街支援策の継続・強化について

「商店街チャレンジ戦略支援事業（新・元気を出せ！商店街事業）」をはじめとした、これまでの商店街振興事業につきましては、東京都からのご支援をいただき、イベント事業を中心にすべての面でより強化され、より良い事業として構築されてきました。

昨今のエネルギー・原材料価格の高騰、人件費の高騰と人材不足等によりこれらの事業は財政状況が厳しい商店街にとって、活性化を図るうえでの大きな後押しとなり、地域経済・社会に潤いと活気をもたらすとともに、地域における安全・安心な街づくりに大きく貢献しておりますので、引き続きご支援をお願いいたします。

2. 街路灯や屋外看板等の安全管理について

近年、全国各地で豪雨や暴風による被害が発生していますが、商店街が来街者の利便性の向上のために設置した街路灯やアーチ等についても、部材の腐食、ゆるみ亀裂等により、破損や倒壊等の事故につながる恐れがある可能性が指摘されています。そのため、商店街が設置する街路灯やアーチ、商店街構成員が設置する看板等の安全のため、点検等を実施するための支援をお願いいたします。

3. 商店街の若手活躍推進について

高齢化と人口減少が進展する中で、商店街活性化の新たな担い手の発掘・商店街での新規起業者の育成等、新しい商店街の魅力創造が求められています。そのために私どもは、若い人が積極的に活動できるような環境を整えていく必要があると考えています。つきましては、商店街や商店街の連合会等の次世代を担う若手組織の育成や活動への負担軽減策、若い人が商店街で働きやすい環境の構築、商店街空き店舗への新規出店者への優遇措置等、手厚いご支援をお願いいたします。

4. 地域の担い手としての商店街について

高齢化と人口減少の進展の中、商店街は、従来の「地域の商業とコミュニティの担い手」に加えて、さらに一步前進して、今後は、防災と相互扶助等を担う都市機能の面から必要となる商業、コミュニティ機能を政策的に維持

する担い手として発展していく必要があります。近年頻発する自然災害に際し、商店街における来街者の安全確保、避難場所への誘導、防災支援物資の備蓄など、商店街が主体的に行う防災・減災対策や設備の整備等への支援をいただきたくお願いいたします。

5. 商店街の事務的支援について

ITからDXへと商店街や会員事業者を取り巻く業務の効率化について、電子申請や申請書類の作成に加え、さらにインボイス制度や電子帳簿保存法への対応など設備投資や外部専門家への依頼等の負担が大きくなっています。商店街及び会員事業者が効率的に事業を実施できるよう、商店街事務局組織の強化に資する人材確保並びに組織の維持運営や振興組合等への組織化に対する支援をお願いいたします。また、各申請書類作成の負担軽減につきましても、ご検討いただきますようお願いいたします。

東京都知事 小池百合子 様

令和7年度東京都予算等に対する要望について

令和6年12月

一般社団法人東京ニュービジネス協議会
会長 井川 幸広

1. 本要望の背景

弊会では、昨年度に引き続き経営の「成長」と「承継」をテーマとして活動をしております。具体的には、令和5年度は事業承継の課題に取り組み、経営者の成長支援、経営者人材の育成、投資家とのマッチング、グローバルスタンダードのスタートアップ・ベンチャー支援に取り組むとともに、責任ある経営者として、会員企業が事業の承継や M&A に早期から関心を持ち、備えることができるよう、勉強会やフォーラムの開催をしました。

昨年度からは、より多くの起業家を育成し、東京都のスタートアップ・ベンチャー・シーンを盛り上げるべく、早期からのアントレプレナーシップ教育への取組も開始しています。例えば、子どもを対象とした「東京ニュービジネス協議会（NBC）ジュニア」の会員枠を設け、小学生から実践的なアントレプレナーシップ教育を提供するための取組を準備しています。企業経営者と起業マインドを持つ子ども・家庭をつなぐ取組ですすで実績を重ねており、貴都の政策へも貢献できるのではないかと自負しております。

さらに今年度は、従来より行っている女性経営者支援に加えて、中小企業における男性育休の普及をテーマに勉強会を重ね、現在はまだ低調な中小企業における男性育休をどのように促進すればよいか、中小企業やスタートアップの経営者ならではの視点で考えています。

貴都におかれましても、経済団体におけるこうした成長と承継の好循環を応援いただきたく、弊社からの要望を都政に反映いただくとともに、弊社と連携し、企業経営者への支援をよりいっそう充実いただきますよう、お願い申し上げます。

2. 要望事項

2.1 中小企業における男性育休の促進について

弊会では、女性リーダーの育成・支援を目的として、女性経営者やリーダー人材が集う委員会やイベント等を開催してきました。こうした実績を評価いただき、2024年6月小池都知事からも、女性経営者による活動をより積極的に行うよう、励ましをいただいたところです。

そこで我々は、より女性がリーダーシップを発揮するために必須の取組として、男性も育児や家事労働に積極的に参加し、パートナーとなる女性の主体的なキャリア形成を支援する必要があると考え、今年度は男性による育児休業（男性育休）の取得促進についての勉強会開催や検討を進めてきました。これらの取組から、以下を提言します。

(1) 男性育休の必要性についての意識啓発について

育休については、貴都も「育業」という愛称を設け普及啓発に取り組まれています。我々が今年度開催している中小企業経営者等による勉強会でも、「育休は休みではない」「育休中には育児のみならず、『名もなき家事』が膨大にある」ことが指摘されています。しかしながら、特に男性の場合は、育休について具体的なイメージを持つことができていないのが実態かと存じます。また、既存の調査では、育休によるメリットについても明らかとなっていますが、こうした育休中のメリットについて男性社員自身も企業側もまだ認知が進んでいません。

そこで、今後よりいっそう、「育休は単なる休暇ではなく、家庭全体を運営していく重要な取組である」ことを貴都からも積極的に啓発ください。また、特に男性社員が育休を取ることによって生じるメリットについて強調し、男女ともに育休をとることが当然となるよう、社会の雰囲気醸成していただください。また、企業の中でも、特に中小企業は男性育休のメリットを実感しにくいのが実情です。中小企

業も自社の男性社員の育休を推進したくなるよう、中小企業がメリットを実感できるような施策を集中的に講じてください。

(2) 中小企業における男性育休の促進について

中小企業は現在、非常に深刻な人手不足、特に技術や意欲の高い優秀な人材の確保に悩んでいます。そうした状況で、働き盛りの世代が育休で職場を離れてしまうと、代わりの人員を確保することができず、事業をまわすことができなくなってしまう。また、中小企業の業務は少数精鋭で行っているため、業務が属人化されていることが多く、ますます育休で職場を離れることの難しさが増す企業が多いのが実態です。こうした事情は大企業とは全く異なるものであり、男性育休推進においては中小企業特有の事情を考慮した施策や取組が必要であると感じています。

そこで、貴都の施策においても、すでに中小企業向けの施策は講じられているかと存じますが、よりいっそう中小企業に特化した施策に集中的に注力いただきますようお願い申し上げます。特に以下の点についての施策が講じられることで、我々も会員企業の経営者に向けて男性育休の取得促進に向けての啓発活動を実施しやすくなりますので、ぜひともご検討のほどよろしくお願いいたします。

- 中小企業向けの育休推進施策については、社員のライフワークバランスや働き方改革の視点だけでなく、中小企業の経営戦略を強化する視点（「ビジネスのための男性育休推進」など）も取り込んで制度設計を行ってください。
- 育休取得者は、育休期間中収入が下がってしまうため、収入が低い妻のみが育休を取得するというケースが増えています。男性も育休取得に前向きになれるよう、現在の育児休業給付金に加えて、都としても追加的な給付を行うことを検討してください。
- 育休中の人員に対する助成金について、企業を対象とした助成金（例：働くパパママ育業応援奨励金）をより増額してください。
- 育休中の人員の代替となる人材確保についても、支援施策を講じてください。例えば高齢の元社員等を活用するなどが考えられますので、こうした人材確保にあたっての規制緩和や助成をお願いします。また、こうした代替人員も、業種・業界によっては人材が不足しており、中長期の人材育成が必要となります。一般的な派遣人材サービスでは人材ニーズを充足できない業種・業界があることを理解いただき、業界・業界の特性に応じた人材確保支援策を丁寧に検討してください。
- 育休関連の支援パッケージについて、より柔軟な運用を検討してください。例えば、完全に職場から離れず、週のうち数日働く、1日のうち数時間働く、テレワークをするなどの社員についても育休と認めていただき、助成等の対象としてください。
- 中小企業では、「企業のことだけを考える社員がよい社員である」「長く働く社員がよい社員である」などの認識が依然として優勢です。こうした中小企業の風土改革のための施策も、育休推進施策に取りこんでください。
- 中小企業が男性育休の取得を推進するためには、納期・工期の延長、人件費コストの上乗せ等が必要となります。中小企業は大企業の下請けとして事業を行うことが多く、こうした取組を行うことで、発注者からの無理な納期・工期の短縮やコスト削減の要望に応えることができなくなり、企業としての競争力を失ってしまうこととなります。中小企業の男性育休取得推進には、中小企業へ業務を発注する側に対しての規制を行うことが必須となります。例えば、納期・工期の短縮の禁止、価格競争を重視した入札・調達禁止等が必要です。中小企業庁では取引調査員（下請 G メン）等の取組を講じていますが、東京都ではより踏み込んで、発注者側への具体的な規制を検討してください。

(3) 行政からの支援の必要性

我々が今年度行った勉強会では、中小企業における育休推進の企業努力の好事例の探索も行いました。その好事例を推進した企業からは、「東京都はさまざまな育休推進の施策を講じ始めているが、制度が複雑なのですぐに理解できず、活用が難しい」という声がありました。また、人事担当者が育休推進の方策を打つ際も、企業経営や企業人事全体への中長期の影響を十分見通すことが難しく、前向きに取り組むことが難しいという声も出ました。大企業では、人事担当部署にも人員の余裕があり、こうした課題に取り組むこともできますが、中小企業の経営者や人事にはそうした余力はありません。

そこで、中小企業における男性育休推進については、行政の果たす役割が非常に大きいと考えます。中小企業向けの施策は、より制度設計を簡潔・柔軟にさせていただき、政策・施策理解のためのアウトリーチ活動をより積極的に行ってください。また、社員の育休推進には企業経営や人材確保方策を改革していく必要もあり、そうしたところへも貴都からの支援が必須です。ぜひ来年度から 5 年間で集中的な支援期間と定め、中小企業に向けた手厚い支援をいただくよう検討ください。

2.2 女性活躍支援施策の改善

東京都では、女性の活躍促進のため、各種施策が講じられているところです。弊会所属の女性経営者もそうした施策を利用したいと考えていますが、制度の利用にハードルがあり、十分利用できていないケースがあると聞いています。

例えば、東京都のベビーシッター利用支援事業について、利用条件が厳しく、結果的に助成を利用することができていない例があります。「令和 6 年度ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助要綱」では、「保育は、原則として児童 1 人につき保育に従事する保育従事者 1 人の配置 により提供されるものであること。ただし、共同保育の場合であって、かつ、保護者が契約において同意しているときは、例外として、これを適用しないことができる。」とありますが、実際の運用では児童 1 名につき保育従事者 1 名のケースしか助成対象として認められていないということです。実際の運用は区市町村に委ねられていると思いますが、実際の運用の実態を把握の上、利用者目線で施策を改善してください。

2.3 女性のリーダーシップの育成支援

弊会所属の会員企業における女性経営者は、東京都と同様、全体の約 15% となっております。全国平均と比較すると高めの割合となっておりますが、国が目標として掲げる女性役員比率（2030 年までに東証プライム市場に上場する企業の女性役員比率を 30% 以上）の目標に到達するためには、女性経営者を現在以上に増やし、女性役員の登用を進める必要があります。

昨年度のフィンランド駐日大使と小池都知事のリーダー対談に続き、2024 年 6 月にも小池都知事と弊社女性経営者との意見交換会を開催し、弊会の取組への励ましをいただきました。また、より積極的に女性のリーダーシップを育成するため、弊会の今後の活動への期待もいただいたところです。

それを受けて、女性経営者による他の会員の巻き込み、女性リーダー及びリーダー候補の人材に向けた交流イベントの開催を例年どおり行います。さらに今年度は、女性のリーダーシップ育成のために必要な取組や環境整備をより深く考え、多くの中小企業経営者や起業家とともに共有する一大イベントも開催いたします（後述）。

これまでの弊会のイベントに際しては、小池都知事にご登壇をいただくなど女性のリーダーシップ育成に強いメッセージを頂きました。

今後とも、東京都及び知事には女性リーダーシップ育成に向けご支援をお願いいたします。

2.4 継続的な早期アントレプレナーシップ教育の実施

(1) NBC ジュニアの実績を活かした東京都施策への貢献

弊会では子ども向けの早期アントレプレナーシップ教育に取り組んできました。我々の強みは、実際の企業創業者人材を活かした実践的な教育プログラムの提供が可能であるという点です。ぜひこの実績をもとに、貴都にも貢献したいと考えております。

貴都のアントレプレナーシップ教育のプログラム参加者に向けて、より実践的で高度な教育プログラムの提供も可能です。貴都と連携し、すそ野の普及啓発教育からトップ層の実践的な人材育成まで、切れ目のないアントレプレナーシップ教育の体系構築をしていくことができればと考えておりますので、より相互の協力関係を強化していくべく、積極的な情報交換や交流に努めていただきたいと考えています。

(2) 実践的なアントレプレナーシップ教育への協力

弊会では、昨年度よりジュニア会員の制度構築を目指して、子ども・親子向けの実践的なアントレプレナーシップ教育の各種イベントや取組を実施しています。今後も、こうした取組をよりいっそう活発に行い、実践的な教育プログラムをより多くの子ども・家庭へ届けたいと考えております。

今後は、民間がより多くの取組を展開できるよう、こうした貴都の施設の利用予約の開始日を現在よりも前倒しにするなど、利用ルールの柔軟化・緩和等をご検討いただきますようお願いいたします。また、来年度予算の中では、民間の多様な取組が活性化するような予算措置や施策を講じていただくようお願いいたします。

2.5 事業承継について

事業承継については、令和5年度より会員向けの勉強会や情報発信に取り組んでまいりました。2023年1月に開催したフォーラムは、多くの参加者が集い、高い評価をいただいたところです。

弊会でも引き続き、会員企業が成長のための事業承継に早期から備えていくよう支援をしてまいりますので、都政の中でも、着実に企業の事業承継やM&Aを支援いただきますよう、昨年同様お願い申し上げます。

3. 民間経済団体の取組促進のためのご支援

既に述べたように、弊会では、以下の企業支援事業、イベントを開催予定です。

民間の経済団体のこうしたイベントに対して、貴都からは場所や施設のご提供をいただいております。今後は、民間がより多くの取組を展開できるよう、こうした施設の利用予約の開始日を現在よりも前倒しにするなど、利用ルールの柔軟化・緩和等をご検討いただきますようお願いいたします。

ご参考：弊会のイベントについて

(1) スタートアップ・メンタリング・プログラム

NBCが2019年度から開催しているイベント。アントレプレナーの創出を目的にIPOを目指すリアルネクスト企業を応援します。とがったビジネスモデルや成長が期待できると評された企業が集まり、自社のビジネスモデルやマネタイズ戦略などをピッチ。メンターに並ぶ自ら起業し上場まで成し遂げた現役オーナー経

営者から、様々なアドバイスや気づきを得られます。各証券会社等からの協賛のほか、オンライン視聴者にも VC、CVC や監査法人、金融系などが増え、IPO 支援エコシステムへの注目の高さがうかがえます。

- 2025 年 3 月 12 日 決勝大会開催
- 18 時スタート、オルクドール Tokyo（日本橋）

決勝大会での優勝企業には、シリコンバレーでのアクセラレーションプログラム参加副賞を授与します。

(2) IPO スクール

N マイナス 4 以上の企業を対象に、主幹事証券難民・監査法人難民の救済、アントレプレナー創出を目的に IPO を目指すまでの伴走支援型事業。

《カリキュラム概要》

1. 上場オーナー経営者による完全個別メンタリング
2. 上場オーナー経営者による塾生限定のスペシャル座学
3. 監査法人や証券会社、東京証券取引所等による引受けトレンド等の座学
4. スタートアップ・メンタリング・プログラムにも挑戦

《カリキュラムの具体例》

1. ビジネスモデルのブラッシュアップ
2. 株価形式（バリュエーションアップ）のアドバイス
3. 国内外のマーケティング指導
4. 資本政策（増資における VC 等からの出資を可能とする）

(3) 女性リーダーの育成・支援

弊会では、その年の政策提言における重要テーマに関わるアニュアルフォーラムを実施しています。今年度は女性経営者及び女性経営者候補をメイン対象に、のグローバルな視野の涵養や女性リーダーがより力強く羽ばたいていくために極めて重要な取組です。今年度は以下の取組を開催します。

未来に繋げるプラットフォーム 2025～女性リーダーたちの未来予想図

- 日時：2024 年 3 月
- 場所：未定※TIB 相談中
- 参加者：経営者を中心に政治家／官庁関係者／研究者等 300 名程度を予定。

(以上)

令和 7 年度東京都施策に対する要望について

令和 6 年 1 2 月 5 日（木）

東京都中小企業団体中央会

《令和7年度東京都施策に対する要望について》

1. 中小企業等のDX、デジタル化対応への継続支援について

多くの中小企業・小規模事業者及び各業界の一層の活性化を図るため、DX、デジタル技術活用に係る支援策を継続していただきたい。

・・・・・・・・P 1

2. 「組合まつり in TOKYO」開催の継続について

「組合まつり in TOKYO」を開催するための予算措置を引き続き講じていただきたい。

・・・・・・・・P 2

3. 中小企業等への資金繰り支援について

中小企業・小規模事業者の資金繰りを支援するため、東京都制度融資の充実を図るとともに、都独自の融資制度を拡充していただきたい。

・・・・・・・・P 3

4. 中小企業等を支援するための固定資産税・都市計画税に係る軽減制度について

小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の軽減制度を継続していただきたい。

・・・・・・・・P 4

5. 中小企業等のものづくり人材の確保・育成支援策の継続について

ものづくり人材の確保・育成の支援策を継続していただきたい。また、支援策の一環として「ものづくり・匠の技の祭典」を継続していただきたい。

・・・・・・・・P 5

6. BCP策定支援等の継続について

首都直下地震や台風・集中豪雨などの危機に対応するため、BCP策定・見直しやテレワーク推進のための支援を継続していただきたい。

・・・・・・・・P 6

令和7年度東京都施策に対する要望について

1. 中小企業等のDX、デジタル化対応への継続支援について

多くの中小企業・小規模事業者及び各業界の一層の活性化を図るため、DX、デジタル技術活用に係る支援策を継続していただきたい。

コロナ禍明け以降、中小企業・小規模事業者の人手不足は特に深刻な状況にあり、人材確保とともに、DX、デジタル技術を活用した、業務プロセス改革による効率化や生産性の向上は重要となっている。また、Webを活用した販路拡大等、広範に及ぶデジタル技術を活用した事業運営が求められているものの、依然として、中小企業・小規模事業者の対応は遅れている。

東京都によるこれまでのDX、デジタル技術活用に係る様々な支援により、中小企業・小規模事業者のデジタル化も徐々に進展してきたが、引き続き、全体的な浸透度を高めていく必要がある。

昨年度は、東京都の補助事業である「中小企業新戦略支援事業（団体向け）」のデジタル技術を活用した業界活性化のプロジェクトにおいて、6団体が先進的な事業を実施し、それぞれ販売力強化や生産性向上等の成果を上げている。さらに令和6年度から、比較的小規模な組合等に対する支援策として小規模コースを新たに予算措置していただいたことで、組合等の実情に応じた、より柔軟な支援が可能となり、中小企業・小規模事業者のDX、デジタル技術活用に大いに寄与するものとする。東京都におかれては、引き続き、多くの中小企業・小規模事業者及び各業界の一層の活性化を図るため、DX、デジタル技術活用に係る支援策を継続していただきたい。

2. 「組合まつり i n T O K Y O」開催の継続について

「組合まつり i n T O K Y O」を開催するための予算措置を引き続き講じていただきたい。

中小企業組合及び傘下の中小企業は、優れた技術・技能を有し、魅力ある製品やサービスを提供するとともに、地域の雇用や経済を支える、都民にとって欠くことのできない存在である。このような中小企業組合及び傘下の中小企業の販路拡大のために、平成29年度に初めて本会が企画・開催したのが、「組合まつり i n T O K Y O」（以下、「組合まつり」という。）である。都内はもとより全国の中小企業組合から出展を募り、組合の知名度の向上、組合製品の販路拡大、また地域の魅力発信、インバウンド需要獲得等海外販路開拓の場として、全国一体となった展示会である。

7回目の開催となった令和5年度は、「中小企業受注拡大プロジェクト事業」の一環として予算措置を講じていただき、「組合まつり i n T O K Y O～技と食の祭典！～」として、令和5年11月8日、9日に東京国際フォーラムにてリアル展示会を開催し、併せて令和5年10月25日から同年11月17日まで、オンライン展示会を開催するハイブリッド形式で実施した。

展示会には130団体に出席いただき、リアル会場とオンライン会場の来場者数は合計18,378人と大変盛況であった。出展者からは「昨年度よりも賑わいを感じた」、「今後の仕事につながる商談ができ、販路開拓につながった」、「業界、組合及び組合製品のPRができた」、「他業種の出展者との情報交換を通じて新たなサービスや商品を知ることができた」といった声を多数頂戴し、業界、組合及び組合製品の魅力を十分に伝えられ、組合の販路開拓、組合間連携に大いに寄与した。

令和6年度においても、予算措置を講じていただき、令和6年10月30日、31日に東京国際フォーラムにて組合製品を展示する、集客型のリアル展示会を開催するとともに、同時期に約3週間にわたって、オンライン展示会を開催する予定である。

「組合まつり」の開催に伴う経済効果を、都内の中小企業はもとより、日本全国に波及させるためには、「組合まつり」の継続的な開催が不可欠であるため、令和7年度においても「組合まつり」を開催するための予算措置を講じていただきたい。

3. 中小企業等への資金繰り支援について

中小企業・小規模事業者の資金繰りを支援するため、東京都制度融資の充実を図るとともに、都独自の融資制度を拡充していただきたい。

中小企業・小規模事業者は、元来、経営基盤が脆弱なため、社会経済情勢の影響や主要取引先の経営状況等の影響を強く受けやすい。エネルギーや各種原材料価格の高騰により収益が圧迫され、日々事業継続の危機に立たされている事業者も多い。

本会会員の月次景況報告によると資金繰りは厳しい水準で推移しており、中小企業・小規模事業者が窮している実態が報告されている。

東京都においては「東京都中小企業制度融資」以外にも、地域の金融機関と連携した「東京プラスサポート融資制度」や「東京都動産・債権担保融資（A B L）制度」等、多様な資金ニーズに対応するための資金調達手段を措置していただいている。

しかし、中小企業・小規模事業者においては、困難な経営状況に直面しており、加えてゼロゼロ融資の返済、さらにマイナス金利の解除による資金調達コスト上昇が懸念されるなど、資金繰りはますます厳しくなることが危惧される。その一方で今後を見据えると、D X、デジタル化や脱炭素化の推進などへの取り組みが必要不可欠となっている。

このため、事業継続と成長・発展に向けた両面から、資金繰り支援の柱である東京都制度融資においては、信用保証料補助を拡充する等、事業者がより軽い負担で借りられる融資メニューを設定するとともに、事業者の資金調達手段を増やすため、「東京プラスサポート融資制度」等、都独自の支援策の拡充を図っていただきたい。あわせて、各種の支援策がより多くの事業者に利用されるよう周知の促進や借入手続の一層の簡素化等も実施いただきたい。

4. 中小企業等を支援するための固定資産税・都市計画税に係る軽減制度について

小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の軽減制度を継続していただきたい。

東京都では、厳しい経済状況下における中小企業等を支援するため、平成14年度から東京23区内の一定の要件を満たす非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の税額を2割減免している。

令和6年1月1日現在の東京23区における地価公示価格の対前年平均変動率は、住宅地が5.4%、商業地が7.0%、工業地が4.8%といずれも上昇した。商業地においては、インバウンド及び国内観光客で賑わう地域や再開発事業が進捗している地域等を中心に地価が上がり、今後も公示価格の上昇が懸念される。

中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境は、物価高によるコスト増や人手不足、いわゆる防衛的賃上げへの対応などの課題が山積し、非常に厳しい状況にある。

元来経営基盤が脆弱な中小企業・小規模事業者にとって、この地価上昇による固定資産税・都市計画税の増額の影響は深刻であり、当該減免措置の効果は非常に大きいことから、令和7年度以降も継続していただきたい。

5. 中小企業等のものづくり人材の確保・育成支援策の継続について

ものづくり人材の確保・育成の支援策を継続していただきたい。また、支援策の一環として「ものづくり・匠の技の祭典」を継続していただきたい。

東京のものづくり産業は多様かつ優れた技術を有する中小企業・小規模事業者の集積を特徴として、日本のものづくり産業をリードし日本経済に貢献してきた。これを維持し、発展させていくためには、専門的な知識、高度な技能をもった人材を継続的に確保・育成していくことが必要不可欠である。

しかし、現下の少子高齢社会では、若者のものづくり離れ、熟練技能者の高齢化等が相まって、次世代を担う若手技能者の確保及び技能の継承に大きな支障を来している。くわえて、近年、D X、デジタル技術を活用した、業務プロセスの改善、生産性の向上や新製品開発が極めて重要になっており、職場においてこれらを担える人材の確保・育成が急務である。

東京都には、様々な支援策により、ものづくり人材の確保・育成の解決に取り組んでいただいている。令和6年度には、「団体連携型D X人材育成推進事業」が創設され、都内中小企業のD X人材の育成が進められているが、引き続き、ものづくり中小企業の維持・発展のため、人材の確保・育成の支援策を継続していただきたい。

また、東京都は、ものづくり産業の持続的発展を目指して「ものづくり・匠の技の祭典」を毎年開催しており、都内の各種中小企業団体からも好評を博すなど、ものづくり中小企業の人材確保・育成に大きな役割を果たしているため継続していただきたい。

6. B C P 策定支援等の継続について

首都直下地震や台風・集中豪雨などの危機に対応するため、B C P 策定・見直しやテレワーク推進のための支援を継続していただきたい。

近年、高い確率での発生が想定される首都直下地震や台風・集中豪雨など、中小企業・小規模事業者を取り巻く危機は増加傾向にある。

危機による、個別の中小企業・小規模事業者の事業中断は言うに及ばず、様々な企業がサプライチェーンとして結びついている現代の産業構造においては、1社の事業中断が東京の経済に多大な影響を及ぼしかねないため、危機が発生した場合でも可能な限り、平常通り事業を行うことが求められている。このように、B C P（事業継続計画）策定に取り組む重要性が一層高まっていることに加えて、電力需給ひっ迫による計画停電などの新たな危機を想定したB C Pの見直しも必要となっている。

また、自宅等での勤務が可能となるテレワークは、台風・集中豪雨などの自然災害から従業員の安全を確保できるだけでなく、交通機関の計画運休への対応もできるなど、事業を継続するうえで有効な手段である。こうした中、東京都によるテレワーク導入の実態調査（※）によると、都内企業（従業員30人以上）のテレワーク導入率は令和5年10月において60.1%と微減傾向にある。導入率を業種ごとに見た場合にはばらつきがあり、また、新型コロナウイルスの5類移行後には一部で出社回帰の動きが見られるなど、企業によって対応も異なる。今後のテレワークの推進にあたっては、企業の特性や実態に応じ、サテライトオフィスの有効活用も含めた支援が重要である。

東京都におかれては、首都直下地震や台風・集中豪雨への対策としてB C P策定・見直しやテレワーク推進を重要な課題として、各種支援策を講じていただいているところである。しかしながら、中小企業・小規模事業者へ十分に浸透していないことや、ポストコロナにおいてもテレワークは災害対策として引き続き有効であることから、B C P策定・見直しやテレワーク推進のための支援を継続していただきたい。

※1 本調査でテレワーク導入とは、「在宅勤務」、「サテライトオフィス勤務」、「モバイルワーク」のいずれかを実施できる環境が整備されていることである。

※2 令和4年10月の導入率：62.9%



東京都中小企業団体中央会

東京都中央区銀座2丁目10番18号
〒104-0061 東京都中小企業会館
電 話 03(3542)0386(代表)
F A X 03(3545)2190

<https://www.tokyochuokai.or.jp/>

令和7年度 東京都知事予算要望書

協同組合 東京都水道請負工事連絡会

令和6年12月5日

東京都知事 小池 百合子 殿

協同組合東京都水道請負工事連絡会
代表理事 貝澤 二郎

令和7年度予算要望書

令和6年1月1日に発生した「令和6年能登半島地震」はライフライン、住宅の倒壊や道路の破損、寸断等、稀にみる甚大な被害に加え、長期断水や漏水、濁水等に於ける水道施設の機能不全や機能低下が地域に暮らす人々の日常生活に多大な影響を及ぼしました。

「安定給水」が都民生活に於いて必要不可欠であり、「安定給水」「平常給水」の意義を改めて理解を致しました。

現在、東京都区部、多摩地区の給水区域内において、給水普及率は100%、給水件数は約791万件であり、給水人口は約1,370万人、配水管延長は約2万7466km、付属設備は約58万個と膨大な数値であり、水道局の維持管理計画により計画的施設更新、震災災害対策等、施設整備を誠実に履行し適切に対応されていることにより、安心して安全な安定給水の確保が為されていると承知致し

ております。

しかし、現在の配水本小管や制水弁を含む付属設備、継手並びに給水管の中には、耐用年数の経過により顕著な老朽化や耐震性不足による機能低下、或いは機能不良により濁水原因となり得る可能性がある管路や施設が未更新のまま実働しており、これらの施設水準の向上及び整備が安定給水や防災、減災を担保する上で急務であると理解を致しております。

更には、震災時や災害時に、より効果的に長期断水被害を減少できるよう減災施策及び、配水本小管、付属設備の早期更新、並びに耐震継手化の早期達成が重要な施策であり、都民から強く求められていると承知致しております。

当組合においては、安定給水に脅威を与える更新時期を過ぎた配水本小管の耐震化や水管橋の河川横断管の伏越し化等並びに、老朽化した給水管等の整備及び材質改善を早期に達成する事が減災、安定給水を可能にすると承知致しております。

当組合では平成24年4月20日に水道局と「災害時における水道施設等の応急措置の協力に関する協定」を締結しており、協力団体としての責任を履行すべく毎年実施している防災訓練をはじめ、

技術者の雇用確保、資機材、労務宿舍、資材置き場の確保、又、技術力の継承や向上も含めた中長期的設備投資に努めております。

組合員各社は、水道局が示される安定的事業量に依り、今後予想される労働人口の減少、専業従事者の雇用確保等の困難な雇用課題にあっても、施工能力が衰退しないよう組合員各社は、雇用努力の継続、技術力の継承、技術者の育成等にも努めており、「安定給水の確保」「震災対策等の推進」「安全でおいしい水の供給」による施設整備の方向性や整備目標を達成するための具体的取組の一助となるよう、微力ながら、目標数値、計画期間内での事業量を誠実に施工致しております。

又、当組合では、緊急時における対応能力向上を責務とし、断水被害の抑制や早期に平常給水可能と成るよう応急対策諸活動を迅速、的確に実施できる体制を積極的に整備しております。

水道局が明確にされた施設整備目標における具体的数値の早期達成が適う事業計画の推進を要望致します。

又、施設整備計画達成に重要となる、事業者における継続的な専業的技術力の維持、並びに向上を目的とした新たな施策の事業化を要望致します。

一方、東京都が積極的に取組まれている環境負荷の低減における計画的取組みには当組合に於いても賛同致しており、東京都を取り巻く状況の大きな変化に伴い、同時に組合員各社にも自発的取組みが求められていると承知致しております。

東京都では既に省エネルギー化の推進や再生可能エネルギーの導入、脱炭素化の促進等に鋭意取組まれており、当組合においても施工する際に排出する建設資機材の CO₂ の削減、脱プラスチックの推進、建設廃棄物の削減等に微力ながら一翼を担えるよう努力を致して参ります。

当組合が環境に配慮した資機材の調達や施工現場での動力稼働等による CO₂ 排出削減に容易に取組める新たな施策を希望いたします。

1. 漏水防止対策に関する要望

現在、都内に埋設されている配水管、給水管は、経年劣化に加え、地盤の不同沈下、腐食性土壌、交通荷重の影響を受け、常に漏水の可能性があり、事故が発生した場合には、出水不良、道路陥没や建物への浸水等の二次被害をもたらす危険性もあります。

漏水リスク管の早期解消、給水管漏水の未然防止、早期発見、早期修理、耐震継手化等、低漏水率維持が可能となるよう要望致し、給水

管の耐震性能の早期確保、並びに漏水の未然防止、断水率の軽減と早期復旧が可能と成りますよう私道内における塩化ビニル製の給水管の材質改善工事に加えて私道内給水管整備事業をさらに推進されるよう要望致します。

又、水道用ステンレス鋼管においては、埋設が開始されてから既に約40年余りが経過しております。現在は衛生性、耐食性、管路の耐震性に優れた水道用波状ステンレス鋼管、ステンレス製サドル付分水栓、止水栓等を使用しており、経年劣化した水道用ステンレス鋼管の早期更新が可能となる新たな施策、事業を重ねて強く要望致します。

2. 取替困難管等の早期解消及び耐震継手管への取替に関する要望

水道局は、「東京水道経営プラン 2021」及び、令和3年3月に達成数値等を明確に示された「東京水道施設整備マスタープラン」にも明記されておりますように、漏水事故、無効水量を未然に防ぐため、取替困難管及び初期ダクタイル管等を早期に耐震継手機能を有する強度の高いダクタイル鋳鉄管へ更新する事業を更に積極的に発注されるよう要望致します。

又、被災時に断水被害減少が可能となるよう、「東京水道経営プラ

ン 2021」及び「東京水道施設整備マスタープラン」に基づく耐震継
手管への取替の実施を減災の観点においても確実に履行するために、
「配水管小規模整備工事請負単価契約」「多摩水道整備工事請負単価
契約」を適宜活用され、計画期間における配水区域内での施設整備
の早期目標達成を可能とする施策、事業を強く要望致します。

令和6年12月5日

東京都知事

小池 百合子 殿

令和7年度東京都予算等に対する要望書

令和7年度東京都予算等に対する要望を別紙のとおり強く要望させていただきますので、実現方何卒よろしくお願い申し上げます。

東京都石油商業組合

理事長 矢島 幹也

令和7年度東京都への特別要望

東京都内におけるガソリンスタンドは、昭和53年のピーク時には3,445カ所ありました。その後減少を重ね現在は772カ所しか残っていませんが、都内ガソリンスタンドの大半が加盟している石油組合は、組合員のネットワークを最大限活用し、ハイブリッド車を含めガソリン・軽油を使うモビリティがある限り、ユニバーサルサービスとして、地域の生活や経済活動を支える社会インフラとして、合成燃料などのカーボンニュートラル燃料への移行も見据えながら、今後とも、エネルギーの安定供給に努めていく所存です。

2030年に向けても、石油は引き続き、国民生活・経済活動に不可欠なエネルギー源です。また、首都直下地震や南海トラフ地震の発生懸念が高まる中、平時のみならず、緊急時にも対応できる強靱な石油供給体制を維持・強化することが地域社会から求められています。ガソリンスタンド・油槽所ネットワークを堅守するためには、過当競争による疲弊が続いている石油販売業者の経営基盤を早急に安定させる必要があります。石油販売業者とガソリンスタンドがエネルギー供給の“最後の砦”としての役割を担い続けるために、地場中小企業をはじめとする組合員の経営意欲を後押しする取り組みに必要な政策及び予算支援を強く要望します。

【重点事項】

1. ガソリンスタンドの災害対応能力等の強化への支援
2. 新たな燃料供給体制構築への支援
3. 離島・過疎地における安定的な燃料供給体制構築への支援

1. ガソリンスタンドの災害対応能力等の強化への支援

災害時には、住民生活や復旧活動を支えるガソリン・軽油等の燃料供給拠点となるガソリンスタンドの機能を確保することが重要。近年頻発する災害等を踏まえ、ガソリンスタンドの災害対応能力をさらに強化する取り組みを支援していただきたい。

(1) ガソリンスタンドにおける災害対応能力強化に係る設備導入支援

災害時に備えたガソリンスタンドにおけるガソリン・軽油等の石油製品の十分な在庫量を確保するため、地下タンクの入換・大型化、ベーパー回収設備の導入、災害時に緊急車両等に優先給油を行うガソリンスタンドや被災地の住民向けに燃料供給を行うガソリンスタンドの自家発電設備の入換・修理費用を支援していただきたい。

(2) 緊急時の石油製品供給に係る研修・訓練等の支援

災害時に円滑な対応ができるよう、緊急車両等へ給油訓練等を行う災害時対応実地訓練及び自家発電設備の点検研修等の実施にかかる費用を支援していただきたい。

2. 新たな燃料供給体制構築への支援

2050年カーボンニュートラルに向けて生じるさらなる石油製品の需要減や後継者・人手不足等により燃料供給体制が脆弱になる地域の増加が懸念されるため、石油製品需要が少ない地域や後継者・人手不足が発生している地域においても、持続可能な燃料供給体制の構築を支援していただきたい。

(1) 先進的技術開発等支援

ガソリンスタンドをサービスステーションへと深化させる総合エネルギー拠点化、地域コミュニティ・インフラ化、多機能化や、AI等を活用した業務効率化に向けて先進的な技術開発等を支援していただきたい。

(2) 自治体によるガソリンスタンド承継等に向けた取組の支援

ガソリンスタンド過疎地等において自治体主導による燃料供給体制の確保を円滑化させるため、自治体による燃料供給に関する計画策定に要する経費、燃料供給に関する技術開発等を支援していただきたい。

3. 離島・ガソリンスタンド過疎地における安定的な燃料供給体制構築への支援

ガソリンスタンド等による燃料供給条件の厳しい離島やガソリンスタンド過疎地を含めて燃料アクセスを維持し、石油製品の安定的な供給等の確保を支援していただきたい。

(1) 離島のガソリン流通コスト対策支援

輸送形態と本土からの距離に応じて補助単価を設定し、離島におけるガソリンの追加的な輸送コスト相当分を支援していただきたい。

(2) 離島への石油製品の安定・効率的な供給体制の構築支援

地域ごとに関係者（自治体、事業者（元売・地元販売店）、需要家など）による検討の場を設け、石油製品の流通合理化策や安定供給体制を構築する取組等を支援していただきたい。加えて、自治体等が実施する離島における石油製品の流通合理化に資する事業に必要な諸設備の取得や維持のための経費（工事費、検査費等も含む）に対しても支援していただきたい。

(3) 環境・安全対策等の支援

離島、SS過疎地を中心としたガソリンスタンド・油槽所設備に係る環境・安全対策や流通合理化対策のため、地下タンクからの危険物漏洩防止に資する補強工事や漏洩点検検査、地下タンク等の撤去・効率化、簡易計量機の設置等費用を支援していただきたい。

【その他主要事項】

（１）環境対策に寄与する設備費用の支援

東京都が推し進めている環境対策に引き続き積極的に協力したいと考えるが、「環境に配慮したエネルギーステーションづくりに向けた設備導入支援事業」については、申請期間が令和7年2月末となっており、準備に時間がかかる場合もあることから、期間を延長し、引き続き「環境に配慮したエネルギーステーションづくりに向けた設備等導入支援予算」の予算措置を講じていただきたい。また、ガソリンスタンドにおいて給油時に発生する揮発性有機化合物（VOC）抑制対策（燃料蒸発ガスを回収する給油ノズルの計量機設置）（ステージ2）の導入するにあたって、今年度より制度の内容を一新している「環境配慮型VOC対策機器導入促進事業」の補助については、複雑だった旧制度が分かりやすくなるとともに、補助率も国の補助制度と同程度となるなど、改善が進み感謝している。しかしながら、補助相当額差し引いても、ガソリンスタンドには相応の負担が生じ、計量機器や工事費用の高騰もあり、中小の事業者が多い石油販売業界では、いかに都の推進する環境対策であろうとも一朝一夕に実行していくことは不可能である。そのためどう補助制度についても、期間を延長し、今後とも環境施策への貢献を考える事業者の強いインセンティブとなるよう取り計らっていただきたい。

（２）人手不足対策に寄与する設備費用の支援

石油販売業界は、慢性的な人手不足状態となっている中、営業時間の短縮や定休日の導入、セルフ化などの取り組みも見られるが、エッセンシャルワーカーとして平時でも災害時でも相応の営業継続を期待される業種ゆえに、さらなる業務効率化が不可避となっている。特に、災害対応力の柔軟性に勝るフルサービス体制を維持するためには、サービスを提供する人員が不可欠であり、OA機器等で代用可能な業務との棲み分けを急ぐ必要があるため、こうしたDX・デジタル化の設備機器の導入費用を支援していただきたい。

（３）燃料のカーボンニュートラル化として合成燃料（e-fuel）の早期実用化・社会実装、その他移行期におけるバイオ燃料の供給膨大など、ガソリンスタンドを総合エネルギー拠点化・マルチステーションとして拡充するための設備費用の支援

モビリティの方向性として、電気自動車一辺倒ではリスクがあり、ハイブリッド車の推進とともに将来の合成燃料の利用を見据え、東京都として多様な選択肢があることを示していただきたい。さらに、石油販売業者が総合エネルギー拠点化・マルチステーションとして拡充するための設備・導入・運営費用を支援していただきたい。その一方で、国政・都政のカーボンニュートラル推進により、やむを得ず撤退するガソリンスタンドに対し、少なくとも地下タンク撤去費用と土壌汚染対策費用を支援していただきたい。

（４）ガソリンスタンド用地の固定資産税・都市計画税の免除、及び小規模非住宅用地の固定資産税・都市計画税減免の継続と多摩地区についても対象地域とすることのお願い

東日本大震災では、ガソリンは血の一滴と言われガソリンスタンドの必要性が改めて認識されたが、エネルギー供給の“最後の砦”であるガソリンスタンドのさらなる減少は、災害

時の燃料供給にも支障をきたすことになる。約半数が赤字経営となっている中小のガソリンスタンドが経営を続けることができるように、ガソリンスタンド用地の固定資産税・都市計画税の免除を是非ともお願いしたい。また、2002年度から、東京23区については小規模非住宅用地の固定資産税・都市計画税の2割減免措置が実施されているが、依然として経済情勢は好転していない状況にあり、2025年度以降についても引き続き減免措置の継続をお願いしたい。なお、23区の中小企業者に限らず、多摩地区の中小企業者も固定資産税・都市計画税の他、相続税等の多額の税負担により、このまま経営を維持することが難しい状況にあり、税制上の不公平が生じている。このような状況をご理解いただき、多摩地区のガソリンスタンド分の減免相当額を市町村総合交付金に上乗せ等、市町村へ減免の働きかけをしていただきたい。

(5) 発券店値付けカード問題の早期解決に向けての支援

発券店値付けカードは、石油元売会社と提携した企業が発券し、全国の系列カード加盟ガソリンスタンドで、あらかじめ定められた全国一律の価格でユーザーがガソリン等を購入することができるカードだが、このカードシステムではガソリンスタンド側が必要とする手数料が全国一律となっている。本来であれば、給油の際の手数料は各店舗が設定するのが商売の鉄則。石油販売業者の経営が原油高騰やコロナ禍により一段と厳しさを増していることを踏まえ、元売会社に改善を要望している内容は以下の3点に集約される。

- ① 発券店値付けカードシステムを早急に「給油店値付けカードシステム」に完全移行すること。この要望がかなわず現システムを存続されるなら
- ② ガソリン・軽油の給油代行手数料のさらなる大幅な引き上げ
- ③ 給油店・発券店等が互いに納得できる改定ルール of 構築の順に強く要望している。

給油代行手数料は、2021年10月にガソリンは1ℓあたり10円となり、軽油は5円に据え置かれた。2024年10月にガソリンは2円引き上げられ12円、軽油は1円引き上げられ6円となったが、都内ガソリンスタンドの運営必要経費とはいまだ大きく乖離していることから、是非とも、上記要望の早期実現に向け、関係官庁への強力な働きかけ等、一層の支援していただきたい。

以上